

第2 社会福祉法人の機関

社会福祉法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません（法第36条）。

1 評議員及び役員（理事及び監事）

- (1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは、法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えることとなります。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えありません。
- (2) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合においては、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないよう、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保することとなります。
- (3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当ではありません。
- (4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当ではありません。
- (5) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできません。
 - ア 法人
 - イ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - オ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできません。

2 評議員

- (1) 評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしていますが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされています。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等があります。
- (2) 評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではありません。
- (3) 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません。
- (4) 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません（注1(2)）。
- (5) 評議員の数は、理事の員数を超える数です。

3 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者でなければなりません。
- (2) 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければなりません。
 - ア 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - イ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（注2）
 - ウ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者
- (3) 理事は、6人以上でなければなりません。
- (4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下この(4)において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1（上限は当該理事を含めずに3人です。）を超えて含まれてはなりません。（注1）
- (5) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します。
- (6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」といいます。）を理事会で選定することができます。
- (7) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を運営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えてください。

4 監事

- (1) 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができません。
- (2) 監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。
 - ア 社会福祉事業について識見を有する者（注3）
 - イ 財務管理について識見を有する者
- (3) 監事は、2人以上でなければなりません。
- (4) 監事には、各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません（注1(2)）。
- (5) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいです。

5 会計監査人

- (1) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません。

また、公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができません。具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができません。
- (2) 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人です。

6 その他

- (1) 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができます。ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能です。

- (2) 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有します。

また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができます。

- (3) 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。

また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はありません。

- (4) 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有します。また、役員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任することができます。

- (5) 評議員会に提出された監事を選任に関する議案は、監事の過半数の同意を得なければなりません。

なお、監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、別途様式（様式例1・17頁）の他、監事の連名による同意書、監事を選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるもの）でも差し支えありません。

- (6) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。また、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされます。

- (7) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければなりません。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は会計監査人と同様です。

なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要となります。

注1 親族等の人数は、理事の定数に応じて次の表の人数までとしてください。

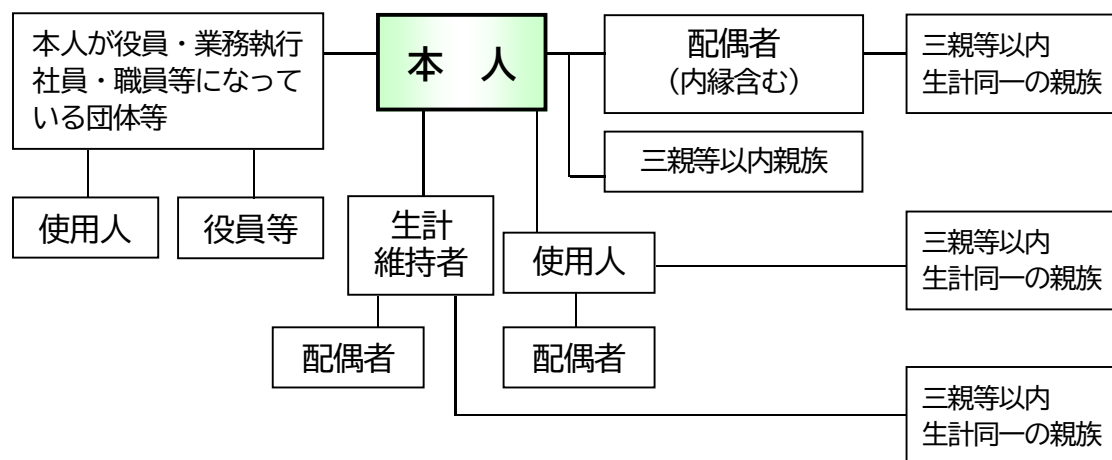
(親族等の人数は、理事本人を含みません。)

理事定数	親族等の人数
～ 8名	1名
9名～11名	2名
12名以上	3名

(1) 例えば、理事6名の場合は、2名ずつ3組の親族等の組合せがあってもよいということです。

(2) 「親族等の特殊の関係にある者」とは次のとおりです。(詳細は、次頁のとおりです。)

〈 特殊の関係のある者 (図式) 〉



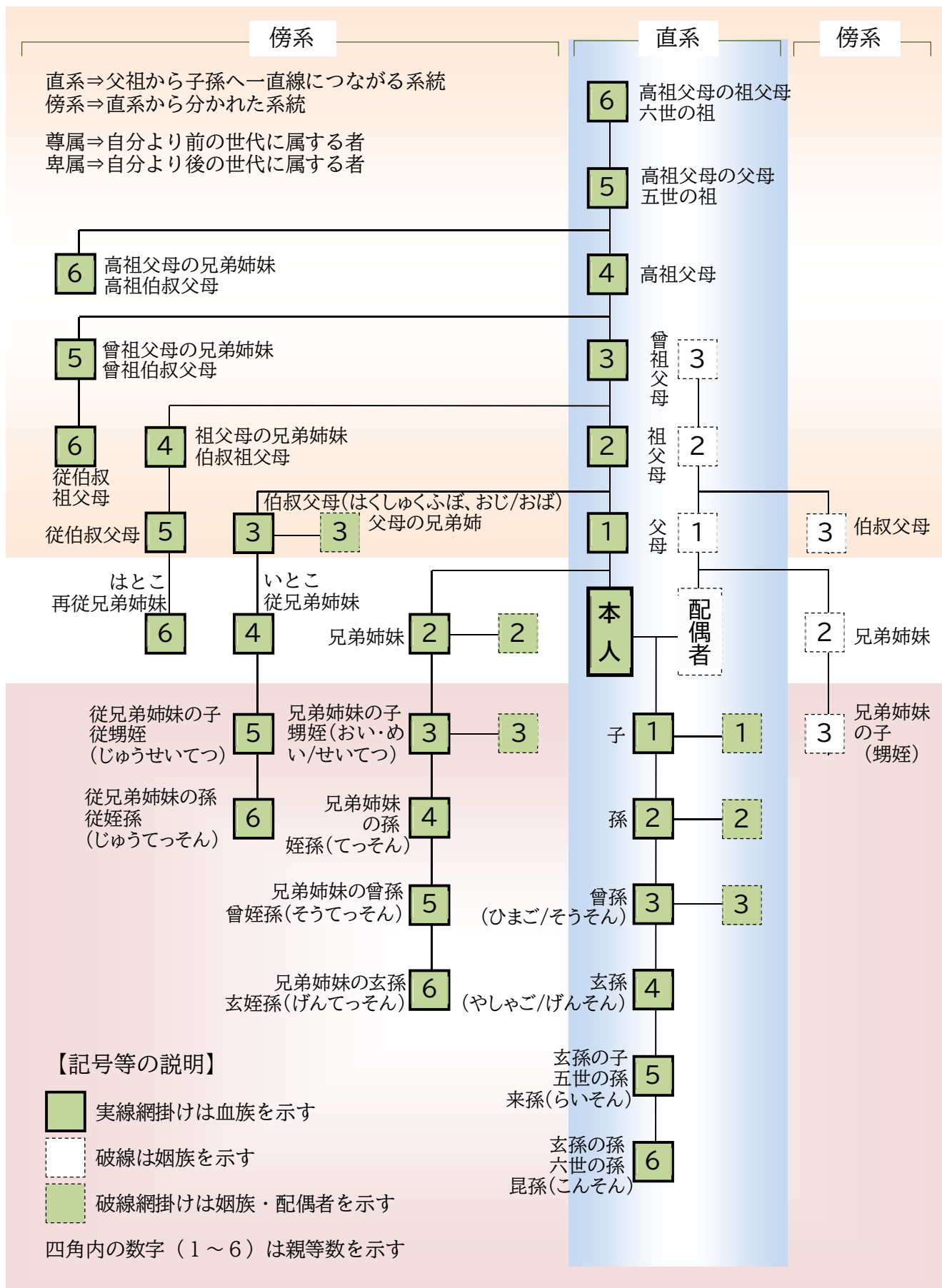
注2 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当します。

- (1) 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- (4) 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- (5) 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

注3 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当します。

- (1) 社会福祉に関する教育を行う者
- (2) 社会福祉に関する研究を行う者
- (3) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- (4) 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

親族の範囲（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）民法第725条



<参考>

評議員会・理事会における会議成立数及び議決に必要な数

議決に加わることができる 評議員・理事 の定数	過半数議決議案		3分の2以上議決議案
	会議成立数	議決に必要な数 (左記出席者の過半数)	会議成立数 (=議決に必要な数)
4名	3名	2名	3名
5名	3名	2名	4名
6名	4名	3名	4名
7名	4名	3名	5名
8名	5名	3名	6名
9名	5名	3名	6名
10名	6名	4名	7名
11名	6名	4名	8名

- 注1 過半数議決議案の決議は、議決に加わることができる評議員・理事（特別の利害関係を有する評議員・理事を除いたもの）の過半数が出席し、その過半数をもって行います。
- 2 特別議決議案は、議決に加わることができる評議員（特別の利害関係を有する評議員を除いたもの）の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 3 単純多数決（過半数で決定）の場合、議長は出席者に数えますが、議決権は可否同数のときにのみ行使できます。

評議員、理事及び監事の親族等の特殊関係者の制限

1 評議員の特殊関係者

評議員は、評議員会を通じて役員を監督する役割を担うことから、役員や他の評議員から独立した地位を確保する必要があります。評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族のほか、以下の特殊関係者が含まれてはなりません（法第40条第4項及び第5項、社会福祉法施行規則（以下「規則」といいます。）第2条の7及び第2条の8）。

(1) 各評議員と特殊の関係がある者

- ア 当該評議員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該評議員の使用人（秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者）
- ウ 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウまでに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- カ 当該評議員が役員・業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除きます。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該評議員」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の合計数が、当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限り。）
- キ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。）
- ク 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の3分の1を超える場合に限り。）
 - (ア) 国の機関
 - (イ) 地方公共団体
 - (ウ) 独立行政法人
 - (エ) 国立大学法人又は大学共同利用機関法人
 - (オ) 地方独立行政法人
 - (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいいます。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいいます。）

(2) 各役員と特殊の関係がある者

- ア 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該役員の使用人（秘書、執事など、役員が個人的に雇っている者）
- ウ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- カ 当該役員が役員・業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除きます。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の3分の1を超える場合に限り）ます。）
- キ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつてゐる当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の半数を超える場合に限り）ます。）

2 理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者が理事総数の3分の1（上限は当該理事を含めずに3人）を超えて含まれてはなりません。（法第44条第6項及び規則第2条の10）。

- (1) 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該理事の使用人（秘書、執事など、理事が個人的に雇っている者）
- (3) 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (4) (2)及び(3)に掲げる者の配偶者
- (5) (1)から(3)までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (6) 当該理事が役員・業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除きます。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の3分の1を超える場合に限り）ます。）
- (7) 1の(1)のクの団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の3分の1を超える場合に限り）ます。）

3 監事について

監事は、その業務の性質上、法人の業務執行から独立した地位を保障する必要があることから、各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません（法第44条第7項及び規則第2条の11）。

- (1) 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該役員の使用人（秘書、執事など、役員が個人的に雇っている者）

- (3) 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (4) (2)及び(3)に掲げる者の配偶者
- (5) (1)から(3)までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (6) 当該理事が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指します。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除きます。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の3分の1を超える場合に限り。）
- (7) 当該監事が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指します。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除きます。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該監事」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の合計数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の3分の1を超える場合に限り。）
- (8) 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の半数を超える場合に限り。）
- (9) 1の(1)のクの団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の3分の1を超える場合に限り。）

様式例 1 監事選任に係る監事同意書

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇 様

同 意 書

私は、社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項の規定により、下記3の議案を今回開催する評議員会に提案することに同意します。

記

- 1 評議員会開催日時
令和〇年〇月〇日 〇時〇分から〇時〇分まで（予定）
- 2 評議員会開催場所
三重県〇〇市〇〇町〇〇番地 社会福祉法人〇〇〇会 法人本部 会議室
- 3 議案の概要
次期監事に〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を選任すること。

令和〇年〇月〇日

監 事 〇 〇 〇 〇 印

- 注1 同意を得る時期は、評議員会の前であればよいですが、理事会での審議を円滑にするためにも、可能であれば理事会前に得ておくことが望ましいです。また、理事会終了後に得ても構いません。
- 2 この同意書は1枚につき1名の同意を得る形で作成していますが、複数の監事の連名でも構いません。
- 3 監事の過半数の同意が必要ですので、同意を得る人数に注意してください。
例えば、監事が2名であれば2名の同意が必要となります。